

# 地方分権の推進に関する提言

## 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議

兵庫県知事	井戸 敏三
兵庫県議会議長	原テツアキ
兵庫県市長会会長	谷口 芳紀
兵庫県市議会議長会会長	佐藤 良憲
兵庫県町村会会長	庵谷 典章
兵庫県町議会議長会会長	中井 勝

新型コロナウイルスとの戦いが長期化している。感染防止対策を徹底して感染拡大を抑え、医療・検査体制の更なる充実を図ることはもちろん、withコロナの時代が当面続くことも前提として、新しい生活様式を実践しながら、社会経済活動の本格的な回復も図らねばならない。

コロナ禍は、人口の稠密という大都市の脆弱性や東京一極集中、デジタル化の遅れなど、多くの課題を露呈させた。この経験と教訓を踏まえ、社会を単に以前の状態に戻すのではなく、地域の自主自立を基本としつつ、地域創生の取組を加速させねばならない。そのためには、地方のことは地方自らの判断と権限、財源で取り組める分権型社会を実現することが必要である。

我々兵庫県内の地方六団体は、地方分権を一層推進し、新しいポストコロナ社会の創造に果敢に挑戦するため、以下の項目について提言する。

<b>I コロナ対策の更なる推進</b>	2
<b>II 防災・減災対策の推進</b>	10
<b>III 地域創生の推進</b>	
1 多極分散の国土構造への転換	13
2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進	15
3 地方創生対策の充実	17
4 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援	18
5 新たな過疎対策法の制定	18
<b>IV 地方税財政の充実・強化</b>	
1 地方財政計画の充実	20
2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施	26
3 地方の税収基盤の確保	28
4 ふるさと納税における適切な制度設計	31
5 宝くじの売上向上	31
<b>V 地方分権改革を推進する仕組みの構築</b>	
1 国と地方の協議の場の機能強化	32
2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応	32

## I コロナ対策の更なる推進

### (1) 新型コロナの感染再拡大を防止するための取組の強化【内閣府、内閣官房】

#### ① 国民への周知・啓発の強化

**新**・国として、分科会で示された感染リスクが高まる5つの場面や感染リスクを下げる工夫など、国民の諸活動における注意事項の周知徹底を行うこと。

#### ② 感染防止対策の義務づけ

- ・業種毎の感染拡大予防ガイドラインを国として基準化し、これに基づく感染防止対策を義務づけること。
- ・義務に違反した施設において患者が発生した場合には営業停止処分等を行えるよう、食品衛生法と同様の規定を設けること。

#### 【営業停止に関する規定（食品衛生法第55条、第56条）】

- ・都道府県知事は、営業者が法の規定による基準に違反した場合においては、その営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

#### ③ ターゲットを絞った社会活動制限に対する財源措置

**新**・感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るためには、社会活動制限を行う場合でも、地域や業種などターゲットを限定した上で、迅速かつ機動的に対応することが不可欠である。一方、要請に応じた事業者の事業継続支援や経営への影響を緩和する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「協力要請推進枠」として500億円が措置されることとなったが、更に感染が拡大した場合に社会活動制限を躊躇なく行えるよう、同交付金の更なる上積みなど、必要となる仕組や財源を措置すること。

### (2) インフルエンザ流行期への備えの充実【厚生労働省】

#### ① 診療・検査医療機関への支援の充実

##### ア 診療報酬の加算

**新**・発熱等診療・検査医療機関に対しては、診療・検査体制確保に要する費用について国庫補助制度が設けられているが、国庫基準額（13,447円/人・日）が診療報酬を上回る場合があるなど、患者の積極的な受入れに対するインセンティブが働きにくいため、診療報酬の加算を行うこと。

##### イ 医療従事者が罹患した場合等の補償の充実

**新**・発熱等診療・検査医療機関の医療従事者が新型コロナに罹患した場合や医療機関が休診した場合、労災の上乗せ措置として、国からの保険料補助等を活用した新たな保険制度が設けられているが、補償額が少ないため十分な制度となっていない。

**新**・このため、国の保険料補助額の大幅な引上げによる補償水準の充実、または、国による直接的な休業補償を行うなど、安心して診療・検査に従事するための支援措置を講じること。

- ・日本医師会が補助金等を活用した保険制度を創設したが、補助額も1人あたり1,000円/年で、補償内容が十分とは言えない。
- 《国からの保険料補助等を活用した新たな保険制度》
- 実質的保険料〈医療資格者等〉無料（国補助金(1,000円/年・人)＋医療団体の補充金を充当）  
 〈医療資格者等以外〉 1,000円
  - 補償金額(一時金) 休業補償(休業4日以上の場合)：20万円、死亡保障：500万円
- ・更に補償を充実するためには、民間保険を活用することになるが、保険料負担が大きくなる。
- ※ 売上3,000万円・従業員5人の場合の保険料（保険会社の試算）  
 : 約14万円/年 [2万8,000円/年・人]
- ↓
- 補償内容 休業補償：最大54万円(3,000円/日)、死亡保険金：3,000万円 等

### (3) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の充実【厚生労働省】

#### ① 所要額の確保

##### ア 令和2年度の追加交付

- ・現在までの交付決定額では、病床や宿泊施設の確保等に関しては、執行計画の3か月分（R3.1月～3月分）が執行調整とされているため、1月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、国の責任において所要額を迅速かつ確実に追加交付すること。

##### イ 令和3年度当初予算における予算措置

- ・感染症対策は継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること。

#### ② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

- ・事業メニューが限定的であり、対象事業となっているものでも全国一律の補助対象や補助基準上限が設定されるなど、地域の実情に応じた対応ができないため、交付金事業を柔軟に執行できるようにすること。

【例】 ・入院医療機関に対する運営経費支援や、施術所（接骨院、鍼灸院等）の感染防止対策を対象事業に追加

- ・一般医療機関の空床補償単価の引き上げ

〔※ 現在の1床当たり1日の単価（ICU・HCU以外）  
 重点医療機関（特定機能病院）：74,000円 ⇔ 一般医療機関：16,000〕

- 新・医療従事者の派遣に対する支援単価の引き上げ

〔※ 現在 医師 1,200千円/月相当（国単価上限7,550円/h）  
 看護師等 440千円/月相当（国単価上限2,760円/h）〕

#### (4) 医療機関の経営支援【厚生労働省、総務省】

##### ① 診療報酬や空床補償単価の更なる引き上げ

- ・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関に対しては、診療報酬や空床補償単価を更に引き上げるなど、経営支援を充実させること。

##### ② 医療機関等の経営維持に対する支援

###### (医療機関)

- ・新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。

これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。

###### (薬局・施術所等)

- 新・薬局や施術所（接骨院、鍼灸院など）等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより厳しい経営状況となっているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、経営維持に対する支援措置を講じること。

##### ③ 公立病院の経営悪化に対する支援

- ・上記②の措置と合わせて、特に地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の新型コロナウイルス感染症の影響や受診控え等による経営悪化について、一般会計からの繰出金に対する交付税措置等による支援を行うこと。

- 新・特別減収対策企業債を発行した団体については、その元利償還についても一般会計から繰出を行った場合と同等の交付税措置等による支援を行うこと。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実【内閣府】

##### ① 令和2年度における追加予算措置

- ・全国的に再び感染が拡大している中、更なる感染防止対策や地域経済・住民生活の支援等も想定されることから、地方の実情を十分に踏まえ、必要に応じて迅速に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の追加予算措置を講じること。

##### ② 令和3年度当初予算における予算措置

- ・感染防止対策や地域経済の回復には継続して取り組むことが必要なため、令和3年度当初予算においても、交付金を継続して措置し、必要な予算額を確保すること。

#### (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等【内閣官房】

##### ① 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・特定都道府県知事として、第45条第2項に基づき休業要請を行う場合、まず、第24条第9項に基づく協力要請を、業種や類型ごとに行うとされている。

しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条第2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来異なるものである。

このため、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・第 24 条第 9 項の協力要請、第 45 条第 2 項の要請、同条第 3 項の指示及び同条第 4 項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止するとともに、国は指針案を示すこと。

② 第 45 条第 3 項の「指示」に関する実効性の担保

- ・休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備（罰則適用など）を行うこと。

③ 事業者への休業協力支援金等の支給

- ・国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと。

(7) 保健所機能の強化【厚生労働省】

- ・感染症法に基づく積極的疫学調査における P C R 検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請や、保健所間の情報共有・連携強化について、実効性を担保するための法的措置等を講じること。

(8) 地方衛生研究所の機能強化【厚生労働省】

- ・P C R 検査の体制の拡充等、地方衛生研究所の機能や体制を強化するため、現行の地域保健法及び感染症法等に、地方衛生研究所の役割を明記し、国と地方それぞれの責務を明確にすること。
- ・地方衛生研究所がその責務を十分に果たすことができるよう、必要な検査機器や試薬等の確保、検体の運搬をはじめ、必要な予算や人員確保に向けた支援を充実させること。

【地方衛生研究所の設置根拠】

- ・地方衛生研究所設置要綱（H9. 3. 14 厚生次官通知） ※法的な位置付けはない

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

(9) 水際対策の強化【法務省、厚生労働省】

① 検疫体制の早期強化

- 新・感染者の流入を阻止するため、移動式 P C R 検査のロボットシステムの導入推進等により、入国者に対する検疫体制を早急に強化すること。

② 入国条件の遵守等

- 新・入国者・帰国者に対して、接触確認アプリ C O C O A の登録も義務づけるとともに、入国条件に違反した場合の罰則を設けるなど、実効性を担保する方策を講じること。

羽田・成田・関西の 3 空港で 10,000 件／日の検査体制を、9 月中に整備  
→地方空港も含め、20,000 件／日の検査体制を整備する方針

③ 事業者への休業協力支援金等の支給

- 新・医療機関の外国人対応を支援する「電話医療通訳サービス」等を、保健所の積極的疫学調査や健康観察にも活用するなど、外国人の陽性患者等に対する保健所の負担軽減を図る方策を講じること。

(10) 今後の景気浮揚・雇用確保のための対策

【内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省】

① 十分な予算規模の確保

新・4～6月期の実質国内総生産は8.2%、年率換算では戦後最悪となる28.8%の減となった。7～9月期では、前期比5.0%、年率換算すると21.4%増となったが、4～6月期の落ち込みを補うには至っておらず、依然として厳しい経済状況が続いている。

このため、現在検討されている令和2年度3次補正予算では、少なくともリーマン・ショック時の経済危機対策(H21年度1次補正)：14.7兆円を上回る規模とすること。また、令和3年度当初予算においても十分な予算規模を確保すること。

② 需要喚起対策

・需給ギャップも顕在化しており、需要を喚起するための対策が急がれる。

①基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、②情報通信基盤の整備等ハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行うこと。

【地域経済への影響】

<実質国内総生産> 4～6月期▲8.2%、年率換算▲28.8%[戦後最悪]

<需給ギャップ> (内閣府推計) 4～6月期▲10.2% [1980年の推計開始以降で最悪]

(日銀推計) 4～6月期▲4.83% [2016年7～9月期以来のマイナス]

【リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金】

ア 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)

イ 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)

ウ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

③ 消費喚起対策

・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るG o T o キャンペーン実施後においても、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること。

④ 緊急雇用創出事業の創設

・本県の9月の有効求人倍率は0.93倍となり、1倍を下回る状況が続いている。

雇用情勢の更なる悪化が懸念されるなか、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用が生まれるよう、リーマン・ショック時(1兆500億円)を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設すること。

新・なお、基金の活用については、直接的な人件費への支出に限らず、就職マッチング事業など地域の実情に応じた雇用創出事業も実施することができるよう、制度設計を行うこと。

【本県の有効求人倍率の推移】

R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10
1.40	1.31	1.26	1.21	1.13	1.05	1.01	0.98	0.93	0.93	0.93

## ⑤ 雇用調整助成金等の更なる延長

**新**・雇用調整助成金等の緊急対応期間及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期間は令和3年2月末まで延長されることになったが、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、3月以降も延長すること。

## ⑥ 事業継続に向けた支援の充実

・事業継続のために最も重要なことは、資金繰り対策であるため、中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額（4,000万円）の引き上げ、無利子期間（3年間）や適用期間の延長など、更に支援を充実すること。

**新**・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、危機関連保証の指定期間（1/31）の延長、SN保証5号の全業種指定（1/31）の延長を行うこと。

## (11) 地方財政への支援【総務省】

### ① 令和3年度地方財政計画の充実

#### ア 一般財源総額の確実な確保

・令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。

#### イ 新型コロナ関連経費の特別枠としての十分な規模の確保

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置すること。

あわせて、リーマン・ショック時に措置された地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。

#### 【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大、仮試算時13.7兆円）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円
（参考 R3 仮試算における財源不足額	10.2兆円）

#### ウ 留保財源の減少に対する特例債の創設

・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。

#### 【特例地方債の内容】

・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額

## ② 減収補填債の対象拡充

### ア 地方消費税など対象税目の拡充等

- 令和2年度以降の地方税収はかつてない大幅な減収が予測されていることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。

また、減収補填債として措置する場合には、特例債とするとともに、元利償還金に対して交付税措置を行うこと。

### イ 地方消費税率引上げ分の減収に対する確実な補填措置

- 新** 保育の受け皿整備や保育士・介護士の処遇改善、幼児教育・高等教育の無償化など、「社会保障の充実」及び「人づくり革命」に要する事業費については、地方消費税率引上げによる増収分を財源として実施している。

地方消費税収の大幅な減少が見込まれる中、これら国制度に基づく事業の実施にあたり、歳入欠陥が生じることのないよう、国の責任においてその全額を確実に補填(※)すること。

※ 地方消費税を減収補填債制度の対象に追加した上で、元利償還金に対して交付税措置を行う。

#### 【地方消費税の令和2年度減収見込み】

- ・本県：220億円、全国：2,920億円

#### 【本県の令和2年度地方消費税の消費税率引上げによる増収分の状況】

- ①地方消費税の消費税率引上げによる増収分(税交付金含む)：1,091億円
- ②社会保障の充実・人づくり革命の事業費及び税交付金：1,121億円(一般財源ベース)
- ③差し引き(①-②)：▲30億円

#### 【減収補填債の対象税目の変遷】

年度		H9	H10	H11~H18	H19	H20	H21~
対象税目	法人税割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	法人事業税	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	◎ (H21から譲与開始)
	所得割				○		
	利子割	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	不動産取得税	○					
	地方消費税		○				

※◎は交付税措置あり、○は交付税措置なし(資金手当債) (注)

(注) 景気低迷などにより基準財政収入額の算定基礎となった標準的な地方税の収入見込額に比して実際の税収が下回ることが見込まれる場合、資金手当債として年度途中に対象税目に追加

## ③ 公的資金の確保

- 新** 今後、減収補填債、臨時財政対策債の大幅な増額が見込まれていることから、地方公共団体の資金調達に支障が生じないように、長期かつ低利な財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を増額すること。

#### ④ 緊急防災・減災事業債の対象拡充

- ・地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応する必要がある。

このため、以下の事業にも活用できるよう、緊急防災・減災事業債の対象事業を拡大するとともに、令和2年度までの事業期間を延長し、地方債計画額（令和2年度：5,000億円）の拡充を図ること。

○庁舎や公的施設における感染防止のための改修事業

○感染症蔓延期の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備事業

○庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備事業

## Ⅱ 防災・減災対策の推進

### (1) 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等【内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林産省、国土交通省】

#### ① 防災・減災、国土強靱化のための対策の充実

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や第3次山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等によって、より早期の取組が可能となったが、令和3年度以降にも取組むべき計画があることや令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、国土強靱化の取組を加速させるため、以下のとおり提案する。

**新**・現行の対象事業を継続するとともに、緊急輸送道路の防災性向上やインフラの老朽化対策など、対象事業を拡充すること。

**新**・長期に及ぶ大規模で抜本的な対策に取り組めるよう、緊急対策期間は少なくとも5年間とすること。

#### 【本県分野別計画におけるR3年度以降の残事業費】

(単位：億円)

計画名	期間	R3年度以降の残事業費 (現計画の残事業費)
津波防災インフラ整備計画	H26～R5年度	122億円
日本海津波防災インフラ整備計画	R1～R10年度	26億円
ひょうご道路防災推進10箇年計画	R1～R10年度	295億円
地域の防災道路強靱化プラン	H26～R5年度	707億円
第3次山地防災・土砂災害対策計画	H30～R5年度	390億円
地域総合治水推進計画 (河川対策アクションプログラム)	R2年度～R10年度	(策定中)
兵庫県高潮対策10箇年計画	R1～R10年度	287億円
第2次ため池整備5箇年計画	R1～R5年度	225億円

#### 【本県予算】

(単位：億円)

区分	H30	R1	R2	計
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(国補助事業)	316	207	253	776
緊急自然災害防止対策事業(県単独事業)	—	183	120	303
合計	316	390	373	1,079

※ H30, R1：最終予算、R2：当初予算

#### ② 補正予算編成における令和2年7月豪雨等の被災地以外への事業費の確保等

- この度の日本各地での記録的な豪雨等が他の地域においても同様に発生する可能性があることから、今後の補正予算編成においては、被災地における災害復旧・復興事業だけでなく、県内における自然災害への備えを強化するための十分な事業費を確保すること。

### ③ 河川の事前防災対策の推進

#### ア 国管理河川における事前防災対策の推進

- ・国管理河川においては、河川整備計画に基づく水害対策が進められているが、県内の円山川等の国管理河川では計画水準に達していない区間や、堤防が設置されていない区間の割合が全国平均に比べて高い状況である。このような未整備区間及び無堤防区間について、国の責務として早期に解消すること。

【国管理河川の堤防整備状況（H31.3末）】

(単位:km)

水系名	堤防必要区間 (a)	計画水準に達して いない区間 (b)	b/a	無堤防区間 (c)	c/a
淀川	346.6	121.8	35.1%	12.8	3.7%
加古川	75.1	34.0	45.2%	5.0	6.7%
揖保川	119.8	57.5	48.0%	10.8	9.0%
円山川	69.7	54.8	78.7%	4.9	7.1%
全国計	13,356.4	3,499.4	26.2%	754.5	5.6%

※淀川には京都府・大阪府内の区間を含む

#### イ 県管理河川における事前防災対策の推進

- ・本県が今年度策定する「河川対策アクションプログラム(R2～R10)」に基づく河川改修や堤防強化などの事前防災対策の取組について、必要な予算の確保や新たな国土強靱化計画における重点項目とするなど、積極的な支援を行うこと。
- ・河川中上流部のうち治水安全度の低い箇所における局所的な治水安全度向上対策について、防災・安全交付金の対象に加えること。

#### ウ 治水対策における既存ダムの活用

- ・多目的ダムや利水ダムを含め、すべてのダムを対象として、事前放流の実施を徹底させること。
- ・上記の取組を担保するために、事前放流に対する損失補てんの対象外となっている都道府県管理の多目的ダム及び二級水系の利水ダムについて、損失補填制度の対象とすること。
- ・事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上を図ること。

### ④ 兵庫県庁舎等再整備への財政措置

- ・阪神・淡路大震災により兵庫県庁舎は大きな被害を受けたが、復旧・復興事業において被災地の生活者・事業者支援を優先し、これに伴う厳しい財政環境も踏まえ、最低限の補強耐震工事をしたのみで現庁舎をそのまま活用してきた。
- ・しかしながら、Is 値が 0.16～0.37 など、耐震性がほぼないことが明らかになったことや築 50 年を経過し老朽化が進んでいることから、阪神・淡路大震災からの復興の総仕上げとして、実質的な震災復旧事業である庁舎等の再整備を予定している。
- ・県庁舎は、災害発生時の対策活動の広域拠点となるものであることから、緊急防災・減災事業債や公共施設等適正管理推進事業債等の交付税措置率の高い起債の充当対象とするなど、県庁舎の建替に関する財政措置を講じること。

## 【兵庫県庁舎再整備事業の概要】

[現庁舎の状況]

区 分	1号館	2号館	別館	西館	議場棟
建築年度	S41.3 (築54年)	S45.12 (築49年)	S48.1 (築47年)	S40.6 (築55年)	S45.12 (築49年)
耐震基準	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震	旧耐震
Is値	0.30	0.37	0.35	0.16	0.32

区 分	兵庫県民会館	3号館	災害対策センター
建築年度	S43.5 (築52年)	H2.3 (築30年)	H12.3 (築20年)
耐震基準	旧耐震	新耐震(※)	新耐震(※)

※3号館、  
災害対策C  
は対象外

[再整備の規模] ・行政棟：約60,000㎡(28階程度、別途駐車場が約7,000㎡)  
 ・議会棟：約13,000㎡(別途駐車場が約4,000㎡)  
 ・県民会館：約20,000㎡

[概算事業費] 約700億円

[スケジュール] ・R元年度～R3年度 基本計画、基本設計  
 ・R3年度～R7年度 実施設計、新庁舎整備、旧庁舎解体

※市町村庁舎の建替は公共施設等適正管理推進事業債の対象となるものの、県庁舎は対象外となっている。

### ⑤ 緊急防災・減災事業債の対象拡大及び延長

・地震・津波や風水害等への対応や、新型コロナウイルス感染症対策で新たに判明した課題に対応する必要がある。

このため、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲の拡大、地方債計画額(令和2年度：5,000億円)の拡充を図るとともに、令和2年度までの事業期間を延長すること。

- 地震・津波対策を推進するための防潮堤等の整備事業
- 砂防・治山・河川・港湾・海岸等の整備事業
- 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
- 耐震化に資する公共施設の建替事業
- 大規模災害時に拠点となる県・市町村庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎・独身寮の整備事業
- 庁舎や公的施設における感染防止のための改修事業(再掲)
- 感染症蔓延期の対策業務を遂行するためのテレワーク環境の整備事業(再掲)
- 庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備事業(再掲)

### (2) 防災庁の創設【内閣官房、内閣府】

- ・過去の教訓を踏まえた調査研究や事前の防災対策のシナリオ化など一連の災害対策を担う専門性を有する双眼的組織である防災庁を創設すること。
- ・首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること。

### Ⅲ 地域創生の推進

#### 1 多極分散の国土構造への転換

##### (1) 人と企業等の地方移転の促進【内閣官房、内閣府】

- ・東京一極集中は、地方の衰退を招くだけでなく、少子化の加速、災害・感染症対策などの危機管理の観点からも是正する必要がある。

この度の新型コロナ禍では、東京等の大都市部に人口が集中する我が国の脆弱性を浮き上がらせた。その一方で、テレワークなどの新たな働き方や地方での暮らしの再評価等、密から疎への動きなどが生まれた。

こうした動きを捉え、東京一極集中から多極分散の国土構造へと転換するためにも、中央省庁の地方移転はもとより、人と企業の地方分散を促進する大胆な施策を国の責務として立案、実行すること。

##### (2) 東京圏への立地規制の制度化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、経済産業省】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京 23 区の大学の定員増を原則 10 年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地(移転を含む。)を抑制する制度を創設すること。

##### (3) 地域振興を促進する立法措置【内閣府、総務省、国土交通省】

- ・高度経済成長期には国土の均衡ある発展を目指して、「新産・工特」と呼ばれる新産業都市と工業整備特別地域の指定制度等による集中投資が行われ、東京一極集中の是正に一定の効果が見られた。

こうした分散型政策の理念を活かし、大胆な規制緩和や税制優遇等により投資を集中させる特別な拠点地区を設定するなど、地方の成長を促進する枠組みを創設すること。

##### (4) 国土の双眼構造の構築【内閣官房、内閣府】

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること。

##### (5) 地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】

###### ① 税制の拡充及び併用

- ・地方への企業立地を更に進めるため、当該税制を引き続き実施すること。
- ・オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど大幅に拡充すること。
- ・本社機能の移転・拡充に伴う雇用の促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。
- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること。

### 【「地方拠点強化税制」の概要】

区 分	内 容	
地方に所在する本社機能の拡充 (拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	※ 併用は不可	
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万の税額控除（最大）
東京23区から地方へ本社機能を移転 (移転型)	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	※ 併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	
	雇用促進税制	雇用増1名につき50万円＋上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）

- ・ 本社機能移転に伴う従業員の異動の際には、従業員用住宅の確保が不可欠なことから、社宅、社員寮の取得・整備についても支援の対象とすること（現行：事務所、研究所、研修所及び工場内の研究開発施設）。
- ・ 支援対象地域について、既成都市区域は平成30年6月の制度拡充により国の移転型事業（東京23区からの本社機能移転）の対象になったものの、拡充型事業（東京23区以外からの本社機能の移転・増設）においては従前と同様対象外となっている。地方の拠点都市としての機能を維持していくために、既成都市区域を拡充型事業の対象とすること。

#### ② 施設整備計画における認定要件の適正化

- ・ 本社機能移転は、経営合理化の面から実施されることが多く、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。そのため、税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は移転先のみの増加数とすること（現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業2人以上）。

#### ③ 雇用促進税制の適用における従業員数に関する要件の緩和

- ・ 雇用促進税制の適用要件は、法人全体の本社機能に従事する従業者の増加数を引下げるなど要件を見直すこと（大企業、中小企業とも2人以上→中小企業は1人以上）。

#### (6) 国際金融都市形成の動きを見据えた支援の充実【金融庁、経済産業省、外務省】

- 新・国際金融都市形成の動きを見据え、フィンテック(※)、AI・IoT等のスタートアップ関連の外国・外資系企業や人材を誘致促進する取組に対して、税負担の軽減、在留資格等の緩和、新たな補助金の創設など、環境整備への支援を行うこと。

〔※金融（Finance）とITを組み合わせたサービスやシステム〕

## 2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進

### (1) 情報通信基盤の強化等【内閣府、総務省】

- ・ 5 Gをはじめ、IoT やビッグデータ、AI、ロボット、ドローン、自動運転など Society5.0 を実現する未来技術の社会実装を強力に推進すること。
- ・ 上記に伴うデータ通信量の増大に対応し、通信サービス事業者や都市部・郡部の違いに関わらず、すべての家庭・事業者がいつでも 1 Gbps(※1)以上の大容量高速通信ができる環境を整備することが必要である。

国の重要インフラとして位置づけた上で、国の責任において、大容量高速化のための研究開発を進めるとともに、回線(光ファイバー)の増強や5 G基地局の整備支援対象エリアの拡充等(※2)により、情報通信基盤整備を一層強化すること。

- |   |    |   |
|---|----|---|
| { | ※1 | 1 Gbps : ブロードバンドインターネットサービスの基本単位である速度                                 |
|   | ※2 | 現行の国補助金の対象<br>公衆回線 : 新規整備のみ (増強は対象外)<br>5 G基地局 : 非居住エリアのみ (居住エリアは対象外) |

### (2) スマート自治体の構築【内閣府、総務省】

#### ① デジタル化を推進する人材の確保・育成

- 新**・国において、スマート自治体を推進するためのデジタル人材バンクを創設するとともに、自治体が自ら行うデジタル人材の育成・確保に向けた取組に対して財政支援を行うこと。

#### ② スマート自治体構築に向けた情報システム等の整備

- 新**・デジタル技術の活用により、住民や企業に利便性が高い行政サービスを提供する「スマート自治体」の構築に向け、自治体の業務やシステムの統一・標準化を早急に行うこと。

- 新**・法令や国ガイドライン等により書面や対面・押印が義務づけられている行政手続について、原則、オンラインで完了できる仕組みを構築すること。あわせて、オンラインでの行政手続に馴染みのない人や利用できない人に対する必要な措置を講じること。

- 新**・自治体が進める行政手続のオンライン化や、業務効率化のためのシステムの導入・維持更新、コスト削減につながるシステムの共同利用・クラウドへの移行に対し、必要な財政措置を講じること。

とりわけ、激化するサイバー攻撃への対応のため整備した「自治体情報セキュリティクラウド」は、令和3年度に更新時期を迎えることから、更新費用について少なくとも導入時(H27年度)と同様の措置(国庫1/2)を行うとともに、維持管理費用についても地方財政措置を講じること。

### (3) 地域や企業のデジタル化を推進する自由度の高い交付金の創設【内閣府、総務省】

- 新**・どこでも安全・安心で豊かに暮らす社会を築き、多極分散の国土構造への転換を図るためには、地域社会全体のデジタル化が不可欠である。

地域や企業のデジタル化を推進する県独自の情報通信基盤の強化・活用やテレワーク環境の提供、地域企業のデジタル化支援など、自治体の裁量によりソフト・ハード事業のいずれにも活用できる自由度の高い交付金を創設すること。

#### (4) マイナンバーの活用【総務省】

##### ① 安全性と利便性の向上

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

**新**・マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立するとともに、各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること。

##### ② 市町への適切な財政措置等

- ・マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を確実に行うこと。

##### ③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長

- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限（5年）を、マイナンバーカードの有効期限（10年）にあわせて延長すること。
- ・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請、または住民票の写しを交付するコンビニエンスストア（住民票データとの突合が可能）や郵便局等の身近な施設での簡易な更新や暗証番号再設定を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるようにすること。

##### ④ 健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・令和3年3月から、医療機関の運営の効率化にも資するマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される。

しかし、健康保険証の資格確認をオンラインで行うための顔認証付きカードリーダー等の各医療機関への配布が上限3台とされており、各医療機関のシステム改修に要する経費への補助額（上限：105万円）も限定され、医療機関の持ち出し負担が懸念される。

このため、速やかに必要数を確実に配布するとともに、医療機関に対する十分な財政支援を行うこと。

- ・健康保険証として利用するために住民が行うマイナンバーカードと健康保険証との紐付け手続の支援を市町が行うこととされているが、そのために必要な体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を確実に行うこと。

#### (5) 学校のICT化の推進【文部科学省】

- ・現在、地方財政措置が講じられていない維持管理費（ランニングコスト・通信料・更新費用等）について、必要な財政措置を講じること。
- ・今後必要となるVR・AR技術などの先端技術の活用について、財政措置を講じること。
- ・学術情報ネットワーク（SINET※）への接続を含め、校外ネットワーク通信の高速大容量化の導入に向けた財政措置を講じること。

（※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、全国どこからでも超高速・高信頼での利用が可能）

### 3 地方創生対策の充実

#### (1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実【内閣府】

- ・地方創生拠点整備交付金については令和2年度から地方創生推進交付金の枠内で当初予算措置されたが、その額は30億円と少額であるため、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること。

[令和元年度まで]  
地方創生推進交付金1,000億円(当初計上)＋地方創生拠点整備交付金600億円(補正予算)

[令和2年度から]  
地方創生推進交付金(1,000億円)のうち、30億円を地方創生拠点整備交付金として、当初予算において計上

#### (2) 地方創生推進交付金の柔軟な運用【内閣府】

- ・芸術文化の創造・発信や人材育成など、中長期的に取り組むことによって初めて成果が出る事業であり、かつ、直ちに収益に繋がらない事業について、計画認定期間を5年に限定することは不合理である。このため、現在の計画認定期間の上限である5年を超えて交付金の対象とすることを含め、当該事業の性質に応じた柔軟な計画認定期間とすること。

#### (3) まち・ひと・しごと創生事業の総額及び財源の確保【内閣官房、内閣府、総務省】

- ・地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生事業に引き続き取り組むことができるよう、令和3年度以降もまち・ひと・しごと創生事業費を継続した上で、今年度の1兆円を上回る規模を確保すること。
- ・所要額を地方財政計画に計上する際には、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

#### (4) 地域社会再生事業の総額及び財源の確保【総務省】

- ・地域社会の維持・再生に向けた施策に自主的・主体的に取り組むため、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用した地域社会再生事業費を継続した上で、今年度の0.4兆円を上回る規模を確保すること。

#### (5) 地方創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省】

##### ① 戦略的な取組を支援する地方債の創設

- ・地方創生の実現に向けた快適なまちづくり等を戦略的に推進するため、災害に強いまちづくりのための事業等を対象とする緊急防災・減災事業債に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

##### ② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- ・スポーツ・文化の振興は交流人口の拡大や地域創生に大きな役割を果す。老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること。

#### 4 ワールドマスターズゲームズ 2021 関西への支援

##### (1) 施設整備や大会運営、地域交流に関する地方財政措置の充実【総務省】

- ・誰もが参加できるインクルーシブな考え方を取り入れた大会であるため、バリアフリー改修等の施設整備等に活用できる地方交付税措置のある地方債を創設すること。  
(ラグビーW杯、東京オリ・パラ：地域活性化事業債(充当率：90%、交付税措置率：30%))
- ・以下の経費に対して特別交付税措置を講じること。
  - 広報、警備、ボランティア経費など大会運営に要する経費
  - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流に要する経費
  - 新**○感染防止対策に要する経費など、延期に伴う追加経費

##### 【国家的なプロジェクトと位置づけられた他のスポーツ大会に対する特別交付税措置(50%)】

###### ラグビーワールドカップ2019

- 地域交流経費(競技イベント開催経費 等)
- 公認キャンプ実施経費  
(トレーニング機器のレンタル経費 等)
- 大会運営等経費  
(広報、警備、ボランティア経費 等)

###### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- 大会関係者との交流経費  
(招へい経費、競技体験イベント開催経費 等)
- 事前合宿等経費  
(ボランティア養成、宿泊・輸送に要する経費 等)

##### (2) スポーツ振興くじ助成金活用への柔軟な対応【文部科学省、スポーツ庁】

- ・スポーツ振興くじ助成金の年度毎の対象額について、柔軟に対応すること。  
(現行：8,000万円(「国際競技大会開催助成」の「開催準備事業」)  
提案：大会前年度である来年度には多額の事業費が想定されるため、8,000万円を超える事業費については、大会開催年度に2億円を上限として助成される「開催事業」分を充当できるようにすること)

##### (3) 関係省庁間の連携・協力体制の確立【総務省、文部科学省、スポーツ庁、観光庁、警察庁】

- ・海外からの参加者確保、大会参加にあわせた観光の促進、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンによる相手国との地域交流、大会警備等、省庁横断的な対応が必要な事項があることから、関係省庁間での連携・協力体制を確立すること。

#### 5 新たな過疎対策法の制定

##### (1) 地域の現状や特性を踏まえた地域要件の設定【総務省】

###### ① 短期要件の追加

- ・現行法の過疎地域を引き続き対象としつつ、東京一極集中による近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展を踏まえた短期要件(15年の人口減少率)を追加すること。

###### ② 旧市町単位での指定

- ・平成の大合併後の中心・周辺の格差拡大を踏まえ、一部過疎地域の要件を見直し、旧市町単位を対象地域とすること。

###### ③ 税制措置等に関する経過措置の創設

- ・新たな過疎対策法において地域指定から外れる団体が生じた場合は、過疎対策事業債の発行に限らず、過疎地域に誘致した企業の設備投資計画にも影響を及ぼす税制措置等の各種支援制度についても、激変緩和のため所要の経過措置を講じること。

**【過疎地域の主な税制優遇措置】**

製造業等で減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超える施設を新增設した場合、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行うと、課税免除等による地方税の減収の75%が普通交付税基準財政収入額から控除される。

県 税	事業税	所得金額のうち当該設備に係るもの
	不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
市町税	固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地

**(2) 過疎対策事業債対象事業の拡充【総務省】**

- ・道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること。
- ・人口が減少し、上水道の収益確保が課題である中、簡易水道との統合を行うことにより地方公共団体の財政負担が増えることがないよう、再編を含む上水道事業について、過疎対策事業債の対象とすること。

## IV 地方税財政の充実・強化

### 1 地方財政計画の充実

#### (1) 地方一般財源・地方単独事業費の確保【総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

##### ① 地方一般財源総額の確保

###### ア 一般財源総額の確実な確保

- ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化により、交付税原資となる国税や地方税の減少が予想され、財源不足額が過去最大となったリーマン・ショック時を超え、かつてないほどに拡大することも危惧される。

このような中においても、社会保障関係費や防災・減災対策の推進、地方創生に要する経費などについては、さらなる財源確保を図る必要があることから、一般会計による加算措置を行うなどにより、国において地方一般財源総額を確実に確保すること。（再掲）

###### イ 新型コロナ関連経費の特別枠としての十分な規模の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や経済・雇用対策は、令和3年度以降継続して必要と考えられるが、これらの財政需要については、他の歳出を削減することなく、特別枠として措置すること。

あわせて、リーマン・ショック時に措置された地域活性化・雇用等臨時特例費以上の規模を確保するとともに、その財源は国の別枠加算で措置するなど、地方一般財源総額（水準超経費除き）の増額を図ること。（再掲）

##### 【平成22年度地方財政計画（リーマン・ショック：H20.9）】

・財源不足額	18.2兆円（過去最大、仮試算時13.7兆円）
・地方一般財源総額（水準超経費除き）	58.8兆円（+1.0兆円）
・別枠加算（地域活性化・雇用等臨時特例費）	1.0兆円
（参考 R3 仮試算における財源不足額	10.2兆円）

###### ウ 留保財源の減少に対する特例債の創設

- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化に伴う地方税収の大幅な減少で、留保財源もかつてないほど大幅に減少することが危惧される。

留保財源は、地方財政計画に計上された標準的な歳出の中で、基準財政需要額では捕捉しきれない経費の財源に活用されていることから、その大幅な減少は地方団体の財政運営に大きな影響を与えるものである。

国は、令和3年度の大幅な留保財源の減少に対して、地方財政法第5条の特例としての地方債を創設すること等により確実に措置すること。（再掲）

##### 【特例地方債の内容】

- ・発行可能額は地方税の減収見込額の25%相当額

## エ 地方消費税率引上げ分の減収に対する確実な補填措置

新・保育の受け皿整備や保育士・介護士の処遇改善、幼児教育・高等教育の無償化など、「社会保障の充実」及び「人づくり革命」に要する事業費については、地方消費税率引上げによる増収分を財源として実施している。

地方消費税収の大幅な減少が見込まれる中、これら国制度に基づく事業の実施にあたり、歳入欠陥が生じることのないよう、国の責任においてその全額を確実に補填(※)すること。(再掲)

〔 ※ 地方消費税を減収補填債制度の対象に追加した上で、元利償還金に対して交付税措置を行う。 〕

## ② 公的資金の確保

新・今後、減収補填債、臨時財政対策債の大幅な増額が見込まれていることから、地方公共団体の資金調達に支障が生じないように、長期かつ低利な財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を増額すること。(再掲)

## ③ 地方財政計画及び地方交付税算定における財政需要の的確な反映

### ア 給与関係費の適切な積み上げ

・給与関係費の地方財政計画上の積算単価は、給与実態調査等の結果が適切に反映されているにも関わらず、地方交付税における算定単価が低く乖離が生じているため、交付税単価を地方財政計画上の単価まで引き上げ、財政需要を適切に積み上げること。

【令和元年度給料月額と比較】

(単位：円、%)

区 分		交付税積算 単価 A	地方財政計画 単価 B	差引 A-B	比較 A/B
一般 職員	都道府県	253,332	322,482	△69,150	78.6
	市町村	245,178	307,136	△61,958	79.8
警 察 官		283,100	312,763	△29,663	90.5
教 職 員	小 学 校	324,444	348,870	△24,426	93.0
	中 学 校	324,671	349,235	△24,564	93.0
	高 等 学 校	321,799	369,105	△47,306	87.2
	特別支援学校	314,080	382,647	△68,567	82.1
消 防 職 員		250,100	307,136	△57,036	81.4

## イ 地方単独事業費の確保

- ・ 社会保障関係費以外の地方単独分は、会計年度任用職員制度の導入に伴う増等(+0.5兆円)を除くと、この10年間、ほぼ横ばいとなっている。経済雇用対策、子育て支援や高齢者対策等の社会保障単独事業費の充実、女性の活躍推進、シカやイノシシ、クマ等の野生鳥獣被害対策、再生可能エネルギーの導入支援、自然環境の再生等、地域密着型の施策を推進できるよう、必要な地方単独事業費を確保すること。

### 【地方の一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2-H22
一般行政経費	28.2	29.6	29.7	30.4	31.4	32.5	33.0	33.8	34.3	35.7	37.5	9.3
うち補助分	14.4	15.7	15.9	16.4	17.4	18.5	19.0	19.8	20.2	21.5	22.7	8.3
うち社会保障関係費	13.7	15.1	15.2	15.6	16.5	17.4	17.5	18.3	18.7	19.5	20.4	6.7
うち社会保障関係費以外	0.7	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.5	1.5	1.5	2.0	2.3	1.6
うち地方単独分	13.8	13.9	13.8	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.1	14.2	14.8	1.0
うち社会保障関係費※1	6.2	6.3	6.3	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	0.4
うち社会保障関係費以外	7.6	7.6	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6	8.2	0.6
【参考】 投資的経費	11.9	11.3	10.9	10.7	11.0	11.0	11.2	11.4	11.6	13.0	12.8	0.9
うち地方単独分	6.9	5.4	5.2	5.0	5.2	5.3	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	▲0.8
【参考】 国投資的経費 ※2	5.8	5.0	4.6	5.3	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.9	6.9	1.1

※1 各年度の「地方単独分のうち社会保障関係費」は、H22年度を基準とした地方単独分の伸び率を、H22年度の地方単独分のうち社会保障関係費に乗じて推計

※2 国投資的経費は、国の一般会計当初予算のうち公共事業関係費に計上された額を記載

## ウ 包括算定経費の適切な算定

- ・ 平成 23 年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+2.7 兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+1.2 兆円)となっておらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が 0.9 兆円減少している。このため、包括算定経費を明確な積算根拠を示すことなく圧縮するのではなく、適切な算定を行うこと。

### 【一般財源総額と基準財政需要額の推移（全国：不交付団体含む）】

(単位：兆円)

区 分	H19	H23	H26	R1	R2	H23-H19	R2-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	47.3	2.9	3.8
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.0	2.5	2.7
消費税増収分を活用した社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.7	▲0.1	▲0.9
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	51.0	2.8	2.9
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	49.3	2.8	1.2
(参考) 一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	61.8	1.9	3.0

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R 1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

## エ 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- 消費税率等の引上げ分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備といった社会保障の充実や安定化に要する経費に充てられているが、令和2年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、少子化対策や医療・介護の地方負担分に約4割が活用される一方で、残り約6割は活用事業が明示されていない。地方単独事業である福祉医療費などを地方財政計画に積み上げることなく、社会保障の安定化分に活用しているならば、結果として臨時財政対策債の縮減に活用されていると考えられる。

このような状況を踏まえ、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

### 【令和2年度地方財政計画における一般行政経費】

(単位：兆円)

区 分	R1	R2	R2-R1	備 考
補助分	21.5	22.7	+1.2	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
地方単独分	14.2	14.8	+0.6	会計年度任用職員制度の導入に伴う増等を除くと伸び率が僅少であり、社会保障の安定化や、国制度に基づく分を除いた地方単独分の社会保障の充実が、明示されていない
うち、会計年度任用職員分	—	0.2	+0.2	
うち、旧重点課題対応分	—	0.3	+0.3	
その他	14.2	14.3	+0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	
重点課題対応分	0.3	0.0	△0.3	
地域社会再生事業費	0.0	0.3	+0.4	
計	38.5	40.4	+1.9	

### 【令和2年度における社会保障の充実等について】

(地方)

区 分	R2	構成比
消費税増収額等 ①	3.92	—
地方消費税引上分	2.98	76.0%
交付税法定率分	0.94	24.0%
歳 出	3.92	—
社会保障の充実分 ②	0.88	22.5%
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	17.1%
公経済負担増分 ④	0.17	4.3%
差引き(安定化※) ①-②-③-④	2.20	56.1%
臨時財政対策債 H25→R2 増減	△3.07	—

(国)

(単位：兆円)

区 分	R2	構成比
消費税増収額 ①	10.18	—
歳 出	10.18	—
社会保障の充実 ②	2.09	20.5%
新しい経済パッケージ分 ③	0.92	9.1%
公経済負担増分 ④	0.43	4.2%
基礎年金 ⑤	3.40	33.4%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	3.34	32.8%

※安定化に要する経費は明示されていない

## オ 地方の投資的経費の確保

- 今後30年以内の発生確率が70%~80%程度と予測されている南海トラフ地震や近年多発する豪雨災害等の大規模災害に備えるため、地域における津波防災インフラ整備等の防災・減災対策の推進や地域創生を支えるインフラ整備等について、令和3年度以降も確実に財政措置すること。

## カ 追加財政需要への適切な措置

- 給与改定はもとより、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応等、年度途中に国の補正予算で措置される事業については、追加財政需要での対応ではなく、適切な財源措置を行うこと。

#### ④ 会計年度任用職員制度に伴う財政負担への適切な財政措置

- ・令和3年度からの期末手当の支給月数等の平年度化に伴い、必要となる地方所要額は、全額地方財政計画に計上すること。
- ・また、安定的な制度運用が可能となるよう、その他の歳出を削減することなく、財政措置を確実に講じること。

#### ⑤ 社会資本の老朽化対策に必要な予算の確保

- ・橋梁、排水機場、岸壁等係留施設、下水道施設等、大量の社会基盤施設が築50年を越え更新が必要となることから、将来にわたり安全に使用するため、新たな財源の創設を含め老朽化対策の推進に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

#### ⑥ 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大等

##### ア 建設・整備事業

- ・災害発生時の対策活動拠点も含めた県政の中核拠点を担う兵庫県庁舎等整備について、市町村本庁舎と同様、県本庁舎の建替事業を対象とすること。（再掲）
- ・個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設や空港施設を対象とすること。
- ・地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。  
〔 現行 充当率：90%、交付税措置率：30～50%  
案 充当率：100%、交付税措置率：70%（緊急防災・減災事業債並） 〕
- ・令和3年度までとされている制度の恒久化を図ること。
- ・市町村役場機能緊急保全事業は、災害時の業務継続を目的に行うものであるとともに、一般的に高額かつ長期の借入が必要となることから、利率高騰や資金確保リスクを回避するため、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金の配分額を拡充すること。

##### イ 除却事業

- ・公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ（現行：90% → 100%）や、地方交付税措置（現行：交付税措置なし）を講じること。

#### ⑦ 公営企業に対する財政支援の充実

##### ア 病院事業

- ・地域医療の中核的役割を果たしている公立病院の新型コロナウイルス感染症の影響や受診控え等による経営悪化について、一般会計からの繰出金に対する交付税措置等による支援を行うこと。（再掲）
- ・令和2年度までとされている病院事業債（特別分）の期限を延長するとともに、公立病院が担うべき地医療等の措置単価の更なる引上げなど、病院事業への繰出金に対する地方交付税措置を充実させること。

##### イ 上下水道事業

- ・人口減少社会において、個々の事業者の努力だけでは経営の維持が困難な地域が増加することから、上下水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けること。また、施設の統廃合について、国庫補助金の返還免除等の財政措置を充実させること。

⑧ 専門職大学に対する財政支援

- ・本県は、令和3年4月開学の芸術文化観光専門職大学の設立準備に取り組んでいるところであるが、公立の専門職大学の地方交付税措置に当たっては、専門職大学と同様に専門性が高く、実習等が卒業要件となっている保健系公立大学並の単位費用(1,776千円/人)とするなど、従来の区分とは異なる単位費用を創設すること。

※「芸術文化観光専門職大学」(R2.10 大学設置認可、R3.4 開学、豊岡市に設置)  
 ・芸術文化及び観光の双方の視点を生かして地域の活力を創出する専門職業人の養成を目指し、キャンパス等建設中  
 → 卒業後の進路：旅行社・交通業・宿泊業、DMO、劇場等文化施設、地方公共団体など

【提案の背景】

- ・専門職大学においては、従来の大学と異なる次のような対応が必要であり、その運営には従来の大学に比べ多額の費用を要するところである。

専門職大学設置基準 (従来の大学設置基準と異なる主なもの)	従来の大学と異なる対応								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時に授業を行う学生数は原則40人以下                      ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学)                      「同時に授業を行う学生数は原則40人以下」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数による授業ができないため、多くの少数授業を担当する教員の配置が必要</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習等による授業科目の40単位以上(卒業単位の約1/3)修得が卒業要件。かつ、このうち企業等での臨地実務実習が20単位以上必要                      ※看護師等学校養成所指定規則(保健系大学)                      「臨地実習が計23単位以上必要」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習の調整、計画、指導、評価を行う教員の配置が必要</li> <li>・実習支援に関する事務が必要</li> </ul> <p>〈具体的な対応〉                      実習支援センターの運営、実習計画の立案、実習時の巡回指導等進行管理、学生の事前学習・事後学習の実施等</p>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・展開科目(職業分野に関連する他分野の応用的な能力を育成)の開講が必要(20単位以上の修得が卒業要件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の大学にはない展開科目に対応する教員の配置が必要</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従来の大学</th> <th>専門職大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養科目</td> <td>基礎科目</td> </tr> <tr> <td>専門科目</td> <td>職業専門科目</td> </tr> <tr> <td>(対応科目なし)</td> <td>展開科目</td> </tr> </tbody> </table>	従来の大学	専門職大学	教養科目	基礎科目	専門科目	職業専門科目	(対応科目なし)	展開科目
従来の大学	専門職大学								
教養科目	基礎科目								
専門科目	職業専門科目								
(対応科目なし)	展開科目								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界及び地域社会との連携による教育課程編成・実施のための教育課程連携協議会の設置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職大学独自の教育課程連携協議会の開催及びこれを踏まえた教育課程の編成に関する事務が必要</li> </ul> <p>〈教育課程連携協議会の構成〉                      教職員2名、教育関連団体関係者4名、地域関係者8名、実習等協力者4名                      計18名</p>								

【公立大学の運営に要する地方交付税の算定(単位費用×学生数)】 ※R元年度 (単位：千円)

区分	医学系	歯学系	理科系	保健系	社会科学系	人文科学系	家政系・芸術系
単位費用	3,762	2,214	1,553	1,776	212	435	692

## 2 地方税制の偏在是正に向けた抜本的改革の実施

### (1) 税財源の充実を図る税制の抜本的改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

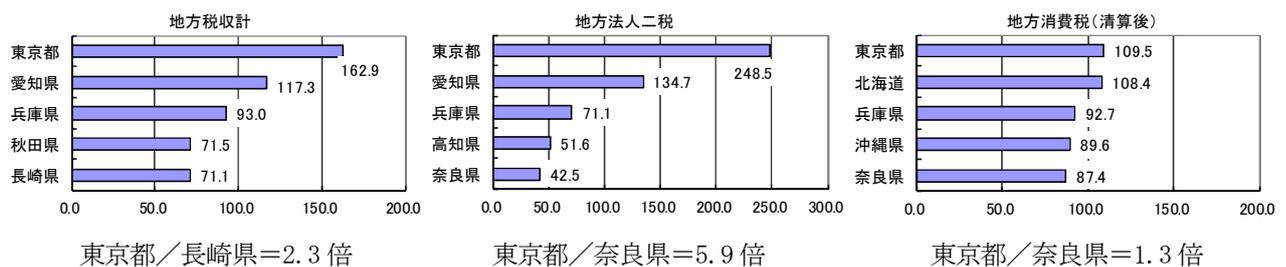
- ・社会保障と税の一体改革の一環として行われる消費税率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、国・地方を通じた税財源の充実を図る税制の抜本改革とは言えない。地方は福祉や教育等の内政全般を担当するという国と地方の役割分担のもと、国・地方間の税源配分のあり方を抜本的に見直すこと。
- ・地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収の特別会計への直入等を含め地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

### (2) 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

#### ① 地方法人課税と消費税との税源交換など抜本改革の実施

- ・令和元年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置(特別法人事業税・譲与税の創設)が講じられたが、税制の抜本的改革は実現していない。偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進める必要があるため、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行う等の税制の抜本改革を進めること。

#### 【人口一人当たりの税収額の指数（平成30年度決算）】



#### ② 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本の見直し

- ・現行の分割基準は、ロボット化やIT化による付加価値を生む地方の工場での労働者の減少や、本社管理部門の東京への集中、分社化等の進展による親会社への利益の移転など、事業活動の実態の変化を踏まえたものになっていない。
- ・税収を適切に帰属させるため、法人事業税については応益課税の原則から、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や本社管理部門の従業員数の割落としなど、分割基準を抜本的に見直すこと。
- ・応能的性格である法人県民税(法人割)についても、法人事業税と同様の分割基準となるよう見直すこと。

#### ③ 法人事業税交付金を拡大しないこと

- ・法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと。

### (3) 事業活動の情報化に対応した地方法人課税の制度検討【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

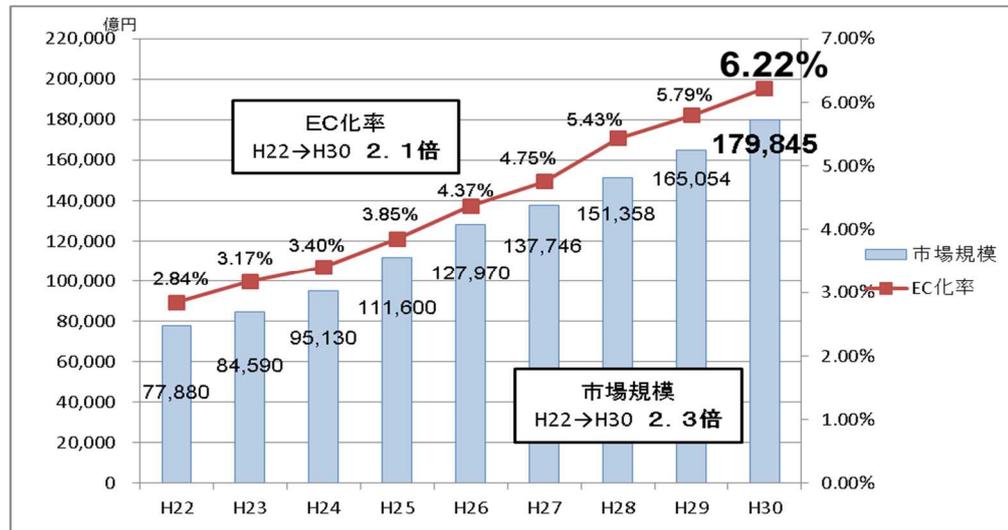
#### ① 事業活動の実態を反映した検討

- ・ 情報通信技術を活用した事業活動の拡大に対応し、地方団体間において適切に税収を帰属させるため、事業活動の実態を反映した地方法人課税の制度を検討すること。
- ・ その際、電子商取引の基盤を構築しサービスを提供している法人については、サービスの提供を受けた者の所在地の地方団体において、下記の措置を講じて課税を行うこと。
  - 各都道府県における売上額を、法人県民税(法人税割)・法人事業税の分割基準に加えて課税することとし、各都道府県における売上額を把握できるような措置
  - こうした手法が困難な場合には、代替指標として分割基準に人口を加える等の措置

#### ② 国際課税の見直しを踏まえた検討

- ・ OECDにおける国際課税の見直しに際して、日本に恒久的施設（PE）を有しない外国企業の日本における事業活動が課税対象となった場合、配分された税収が、国税のみならず地方法人課税の税収総額の増加に結びつく課税制度を検討すること。

【電子商取引の市場規模等の推移】



※EC化率…すべての商取引のうち電子商取引が占める割合

経済産業省「令和元年度電子商取引に関する市場調査」

#### (4) 応益性を反映する外形標準課税の拡充【総務省】

- ・ 法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、応益性を反映する外形標準課税を更に拡充すること。ただし、適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること。

#### (5) 地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し【総務省、財務省】

- ・ 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態(消費地等)を十分に反映できていない。消費を的確に把握する観点から、「全国家計構造調査」等の調査内容の充実を図った上で、支出側の統計調査を活用することなども含め、より適切な清算基準となる統計指標の利用方法について十分検討すること。

### 3 地方の税収基盤の確保

#### (1) 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討【総務省、財務省、経済産業省】

- ・令和元年度税制改正において自動車関係税の抜本的な改正がなされたところであるが、同年度以降の与党税制改正大綱では今後も中長期的に検討することとされている。
- ・自動車税及び軽自動車税は、財産税的性格、自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格や環境損傷負担金的性格を有しており、道路の整備や維持等の貴重な財源である。
- ・このため、環境変化の動向等を踏まえた検討を行う際は、自動車税及び軽自動車税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に、慎重な検討を行うこと。

#### (2) 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持【総務省、財務省、経済産業省】

- ・令和2年度税制改正において、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式が見直されたところであるが、同年度与党税制改正大綱では収入金額による外形標準課税のあり方について今後も引き続き検討することとされている。
- ・以下の点から、電気供給業（送配電事業）及びガス供給業については、収入金額課税制度を堅持すること。
- ・また、令和2年度税制改正において課税方式が見直された電気供給業（発電・小売電気事業）については、外形標準課税及び所得課税の割合の拡大をしないこと。
  - ア 電気供給業及びガス供給業は、発電・製造、送配電・導管及び小売の各事業部門が相互に密接に関連しており、事業全体として、消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有する。
  - イ 発電・製造施設及び送配電・導管設備等は、規模が大きく、多くの従業員を有し、多大な行政サービスを受益している点に変わりはない。
  - ウ 法的分離が義務付けられた送配電事業(R2 実施)及び導管事業(R4 実施)については法的分離後も「総括原価方式」による規制料金（電気事業法又はガス事業法による経済産業大臣の託送料金の認可）が維持される。
  - エ 小売事業（一般家庭用等）については、新規参入事業者の料金は自由化されているが、適正な競争環境が確保されていないこと等により消費者の利益を保護する必要性が特に高いとして、既存大手電力事業者の「総括原価方式」による規制料金が経過措置により存続することとなっている。（経過措置の期間は、定められていない。）
  - オ 収入金額課税制度の見直しは大幅な減収につながり、地方団体の財政運営に多大な支障が生じる。
  - カ 本県は主要な電源立地団体として、これまで我が国の電源開発及び電力の安定供給のために、インフラ整備や環境対策など、多大な貢献をしてきたが、今後も我が国のエネルギー政策において、電気・ガスの安定供給は重要な課題となる中で、電源立地団体等に対し、大幅な減収を強いることは受け入れられない。  
(cf. 本県の発電実績：45,565,447MWh > 電力需要：37,658,266MWh ※2019年度実績)

**【兵庫県内における影響額(兵庫県試算)】**

区分	R2税制改正による影響	収入金額課税を所得課税に切り替えた場合 (経産省・R2税制要望時)
電気	▲7億円 (県: ▲6.5、市町▲0.5)	▲53億円 (県: ▲49、市町▲4)
ガス	—	▲13億円 (県: ▲12、市町▲1)
合計	▲7億円 (県: ▲6.5、市町▲0.5)	▲66億円 (県: ▲61、市町▲5)

※所得課税に切り替えた場合は、収入金額により課税される電気・ガス供給業の法人のうち、収入金額課税額(地方法人特別税を含む。)が1億円を超える法人について試算

※市町分・・・法人事業税交付金(法人事業税額の7.7%)本則上従業者数で按分

(県内市町の従業者数上位5団体:神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)

※この他に特別法人事業譲与税の配分額で減収が見込まれる。

**(3) ゴルフ場利用税の堅持等【総務省、財務省、文部科学省】**

- 平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、以下の点から、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること。
  - ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
  - イ ゴルフ場の利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
  - ウ ゴルフ場は広大な面積を有しており、当該地域の土地利用の長期にわたる固定化を招いている。
  - エ ゴルフ場が所在する市町村の約75%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
  - オ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約433億円、本県では約34億円(うち市町への交付金約24億円。H30年度決算額)の減収が見込まれる。
- 70歳以上のゴルフ場利用税の非課税措置を担税力の観点から廃止すること。

**【本県におけるゴルフ場に関連する予算額】**

項目	主な事業	R2予算額(百万円)	
		一財	—
災害対策	地滑り対策、洪水対策等	1,449	1,166
環境対策	水質調査、安全指導等	108	14
消防・救急	ドクターヘリ運営等	18	18
道路	アクセス道路維持管理等	2,755	2,647
スポーツ振興	団体・競技者支援等	5	5
地域振興	観光利用促進等	25	25
合計		4,360	3,875

参考:本県のゴルフ場利用税収(R元) 3,493百万円

**【兵庫県における交付額上位団体】**

県内順位	市町名	ゴルフ場利用税 交付金 (単位:千円)
1	三木市	550,846
2	神戸市	351,612
3	加東市	298,658
4	宝塚市	175,076
5	西宮市	138,777

(令和元年度決算)

**【世帯主の年齢階級別貯蓄額】**

世帯主の年齢	1世帯あたりの貯蓄額
70歳以上	1,233.5万円
65歳以上	1,276.6万円
全体平均	1,077.4万円

厚生労働省「国民生活基本調査(R元)」

(4) 固定資産税の安定的確保【総務省】

① 固定資産税（土地）の評価替えへの対応

- 新・固定資産税は、市町財政を支える基幹税であることから、商業地の負担調整措置（※）については、下記の軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。
- 新・仮に、令和3年度評価替えに際して新型コロナウイルス感染症対策として、政策的に商業地の負担調整措置を拡充（前年度課税標準額に据置く際の水準（60%）を引き下げる等）し、地方税収が減収となる場合は、国の責任においてその全額を確実に補填すること。

参考：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等の償却資産及び事業用家屋の軽減措置（減収額の全額を国費（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金）で補填）

**【※商業地の負担調整措置（平成30年度～令和2年度）】**

- ・負担水準が70%以上の場合：今年度評価額の70%に引き下げ
- ・負担水準が60%～70%未満の場合：前年度課税標準額と同額に据置
- ・負担水準が60%未満の場合：今年度評価額の5%を前年度課税標準額に上乘  
（参考）負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額

② 特例措置の廃止等

- ・平成30年度税制改正において創設された、中小企業の一定の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置（令和2年度まで）については、新型コロナウイルス感染症対策として2年間延長したとしても、期限到来により確実に廃止すること。
- 新・経済状況等を踏まえた更なる軽減措置の拡充等を行わないこと。

③ 償却資産に関する固定資産税の堅持

- ・償却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物（家屋）、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

**【固定資産税（償却資産）の状況】** (単位：億円)

区分	全国		兵庫県	
	金額	構成比	金額	構成比
固定資産税	89,957	40.1%	3,874	40.7%
土地	34,480	15.4%	1,380	14.5%
家屋	38,498	17.2%	1,743	18.3%
償却資産	<b>16,979</b>	<b>7.6%</b>	<b>751</b>	<b>7.9%</b>
全税目計（市町村税）	224,228	100.0%	9,529	100.0%

(全国：平成30年度決算、兵庫県：令和元年度決算)

(5) インボイス制度導入に向けた適切な支援【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

- ・令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要の十分な周知や指導など、制度導入に向けて引き続き事業者への支援を行うこと。

#### 4 ふるさと納税における適切な制度設計

##### (1) ふるさと納税の趣旨を踏まえた返礼品のあり方の検討【総務省】

- ・返礼品のあり方については、過度な返礼品による制度趣旨の歪みを見直す制度改正が行われたところではあるが、ふるさと納税は寄附金として経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえ、さらなる検討を行うこと。

##### (2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し【総務省】

- ・平成27年度より実施されている「ふるさと納税ワンストップ特例制度」では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除されるため、国が本来負担すべき所得税控除分相当額については、基準財政収入額から100%（現行：75%）控除するなど、国の責任において財源措置を図ること。

##### 【兵庫県へのふるさと納税に係る控除額の内訳（令和2年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	172.5億円
うちワンストップ特例制度分控除額	56.4億円
うち所得税控除分相当額	10.3億円

##### (3) 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善【内閣官房、内閣府】

- ・寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること。
- ・令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充て可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること。

#### 5 宝くじの売上向上【総務省】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和元年度には7,932億円まで落ち込んでいるため、以下の抜本的な見直しを行うこと。

- より多くの人に当せんの実感が得られるよう、1等当せん金額の高額化の見直し、中間当せん金帯の拡充
- 財源確保のため払戻率の見直し
- インターネット販売の促進

##### 【(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)】

- 宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になると考える取組 1位：中間当せん金帯を拡充する

##### 【近畿宝くじによるWMG応援協賛くじ(R2.11月発売)】

- ・中間当せん金帯の本数増 5万円 R1：450本→R2：900本、1万円 R1：1,500本→R2：2,250本  
(1等(1本) R1：2,000万円→R2：1,000万円)

## VI 地方分権改革を推進する仕組みの構築

### 1 国と地方の協議の場の機能強化

#### (1) 国と地方の協議の場の積極的活用【内閣官房、内閣府】

- ・地方との十分な協議が行われない状況で成立した高校無償化法のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること。
- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、開催決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること。

#### (2) 必要となる分科会の設置【内閣官房、内閣府】

- ・国と地方の協議の場を実効性のあるものにするため、社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に、地方自治にとって重要なテーマである「地方財政対策」や「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」等については、分科会を設置し、十分に活用すること。

### 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

#### (1) 「提案募集方式」の更なる充実【内閣府】

##### ① 支障事例が示されない事務・権限の移譲を求める提案の検討

- ・国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、本来、国において移譲することによる支障を立証すべきものであることから、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との検討を行うこと。

##### ② 複数団体から再提案があった場合の再検討

- ・過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、同じ内容の提案が複数の団体からあった場合は、新たな課題として関係府省と再検討を行うこと。

##### ③ 提案募集検討専門部会での提案団体の発言機会の付与

- ・制度の見直し等において地域の実情が適切に反映されるよう、提案募集検討専門部会で提案団体が提案の趣旨や支障事例等を十分に発言できる機会を付与すること。

#### (2) 実証実験的な権限移譲の導入【内閣府】

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に移譲する実証実験的な方法を導入すること。

#### (3) 提案の実現に向けたフォローアップ【内閣府】

- ・「引き続き検討を行う」とされた提案については、提案団体と関係府省との間で、提案趣旨に沿って確実に検討を行うこと。